

郵政民営化に係る政省令等の制定等について（案）  
（申し合わせ）

平成 17 年 11 月 15 日  
郵政民営化推進本部

郵政民営化は、郵政民営化推進本部の下で各府省が一体となって、円滑かつ確実に実施・推進していくものである。このため、郵政民営化に係る政省令等の制定等については、次のように取り扱うものとする。

1 政令

郵政民営化に係る政令の制定・改廃については、郵政民営化推進室（以下「推進室」という。）がその事務を行うものとする。

推進室は、その制定・改廃に際して、関係府省とあらかじめ緊密な連絡を取ることとし、関係府省は、必要に応じ、その制定・改廃を推進室に申し出るものとする。

2 府省令

郵政民営化の円滑な実施に影響を与える基本的な府省令については推進室がその素案を作成する等、推進室と所管府省は、府省令の制定・改廃に際して、あらかじめ緊密な連絡を取るものとする。

3 その他

日本郵政株式会社の設立委員の任命、日本郵政株式会社に対する郵政民営化に係る行政行為など、郵政民営化に係る行政行為を関係府省が行う場合には、推進室とあらかじめ緊密な連絡を取るものとする。

また、国民に対する周知・広報についても、推進室及び関係府省が協力して行うものとする。